

〈史料紹介〉

## 貞享二年地震関係史料

— 山口県域の被害状況 —

伊藤 一晴

はじめに

本稿は、前号<sup>①</sup>に続き、第八回中国四国アーカイブズウィーク「山口県災害記〜過去の記録に学ぶ〜」（平成二十五年六月一日〜九日開催）の準備過程で確認した災害関係史料のうち、貞享二年十二月十日に発生した地震（以下、「貞享二年地震」という。）に関する史料を紹介するものである。

### 一 貞享二年地震の種類と史料

山口県で起こりうる大規模な地震・津波は、①東南

海・南海地震（海溝型）、②安芸灘〜伊予灘の地震（スラブ内）、③県内活断層による地震（直下型）、④日本海側の地震・津波の四類型と想定されている<sup>②</sup>。貞享二年地震は、これらの類型の中で、明治三十八年（マグニチュード（M）七・二）や平成十三年（M六・七）に発生した地震などと同様に、近年に至るまで繰り返し発生している<sup>②</sup>の地震に分類され、M七・〇〜七・四の規模であったと推定されている<sup>④</sup>。この②の地震は、西日本へもぐり込むフィリピン海プレート先端部の地下約五〇キロメートルの深部で発生すると考えられ、これまでも五十年から百年の周期でM七クラスの地震が発生しており、津波の発生は考えにくい一方、最大震度六弱が想定されている<sup>⑤</sup>。

以上のように②安芸灘～伊予灘の地震は、山口県において大規模災害の一類型として想定されているが、その史料の掘り起こしは充分とは言いがたい。貞享二年地震に関する史料は、既に東京大学地震研究所編『新収 日本地震史料』に収録され、それらの史料をもとに、推定震度分布図も作成されているが、山口県域の被害状況については、岩国領内について記した「御用所日記」（岩国徴古館蔵）<sup>7</sup> 以外は、「毛利十一代史」などの簡単な記述が収録されているのみである。<sup>8</sup>

よって本稿では、貞享二年地震における被害状況を記した萩藩の藩政文書である毛利家文庫の史料を一点【史料一】、同様に徳山藩の藩政文書である徳山毛利家文庫の史料を二点【史料二・三】、さらに岩国藩の藩政文書である岩国徴古館所蔵の史料二点【史料四・五】を紹介する。

なお、【史料四】「御用所日記」は、先述のとおり既に東京大学地震研究所編『新収 日本地震史料』で紹介さ

れており、また【史料一】についても既に紹介されているが、山口県内の地震被害を示す史料として、あらためて紹介する。

## 二 史料解題

### 【史料一】公儀ヨリ被仰出御書付控 一

（毛利家文庫41公儀事34（2の1））

当史料は「公儀ヨリ被仰出御書付控」というシリーズのうちの一冊に収められている記事の一つである。但し、実際には内容的・書式的にみて「公儀事諸控」というシリーズの一冊であるとされる。「公儀事諸控」とは、萩藩から幕府への届書・願書・伺書など、広く幕府向きに関わる記事を含んだ記録である。<sup>11</sup>

当史料は、冒頭の記事名が「御国元大地震ニ付御城内破損所数ヶ所有之、修補御願之事」である通り、地震によって破損した萩城（主に石垣）<sup>12</sup> について、幕府への修

理申請の前例とするため整理・記述された情報であり、被害状況の記録化を主な目的としたものではない。よって情報は限られるが、貞享二年十二月十日の地震発生から、翌貞享三年三月十三日に萩城石垣及び妙玖寺櫓の修



【史料1】「公儀ヨリ被仰出御書付控 一」

理許可を受けるまでの間、国元から萩藩江戸屋敷へもたらされた領内の被害状況を知ることができる。

その内容は萩城及び城下町に関する記述が多く、所々で石垣や塀が崩れ、市中では「古キ小家などハ倒、酒こがの酒ゆりこほし、棚ニ有之器などハ悉ゆりおとし、戸障子もはつれ、塀なども倒、鴨居も落、弱キ柱ハおれ申所も数多有之」とあるように強い揺れがあり、特に唐櫃札場周辺では「道の中をゆりわり泥出」と記されるとおり、液状化現象が発生したことがわかる。「在々ハ萩合も地震疎ニ有之たる由」と記されるとおり、萩以外の被害は少なかつたものの、大島郡では「諸所痛所大分有之」と記され、建物の倒壊や「はたけへ罷出居候百性共山合石崩おち、<sup>(怪我)</sup>けか仕候者大分有之」と記されるとおり、地震による山崩れが起こり、怪我人が出るなど、地域によつては被害が大きかつたことがうかがえる。但し、死者が出たとの記述はない。

なお、史料中に見える老中奉書については、原本が毛

利家文庫内に伝わっているが、幕府に対し提出した絵図の控は管見の限り見当たらない。

【史料二】 福間茂左衛門隆廉自記写

（徳山毛利家文庫 福間隆廉自記11）

「福間茂左衛門隆廉自記写」は、徳山藩士福間隆廉によつて天和二年（一六八二）から元禄四年（一六九二）まで記された日記の写で全一九冊ある。写された年代は不明である。福間隆廉は慶安元年（一六四八）御小姓役に任じられ、番頭役・江戸公儀役などを歴任。貞享二年当時は一代御用人兼御居間都合役で、徳山藩江戸屋敷にいたことがわかる<sup>13</sup>。よつて当史料は、徳山藩江戸屋敷にいた福間隆廉が、国元及び萩藩江戸屋敷からの情報を得て日記に記したものである。

史料によると、御屋敷をはじめ市中所々の塀が崩れたものの、死傷者は出ておらず、被害は大きくなかったことがうかがえる。なお、この地震発生の一報が徳山藩江



【史料2】「福間茂左衛門隆廉自記写」

戸屋敷に伝わったのは、地震発生十日後の十二月二十日であり、それは萩藩江戸屋敷からの情報であった。また二日後の二十二日、徳山藩国元からの飛脚が到着している。

【史料三】 逸史 自貞享元年至同四年

(徳山毛利家文庫 逸史30)

徳山藩で編纂された史書。各冊の冒頭には、記述の根拠とした文献の略字が記されているが、当記事の根拠史料は不明。逸史の全体像については前号参照。被害状況については、「家中屋敷ノ塀・寺院之墓等崩」と記されるとおり、概ね【史料二】と一致しており矛盾はない。

【史料四】 御用所日記

(岩国徴古館蔵)

「御用所日記」は岩国藩庁の中枢部にあった御用所の記録であり、寛文九年(一六六九)から嘉永六年(一八五三)までの一八五年間、四五〇冊もの大部が残存する<sup>15)</sup>。但し、岩国藩庁内に御用所という役所が置かれたのは一七〇〇年代初めのことで、その前身は記録所であったとされ、安永七年(一七七八)の洪水によって日記の大半が水に浸かり、写し直しが行われた結果、表紙が一括して「御用所日記」に改められたと考えられている<sup>16)</sup>。

なお寛文九年(一六六九)〜延宝九年(一六八二)までの分は、『御用所日記抄(一)』『同(二)』として、記事を省略・削減し翻刻されている。



【史料4】「御用所日記」

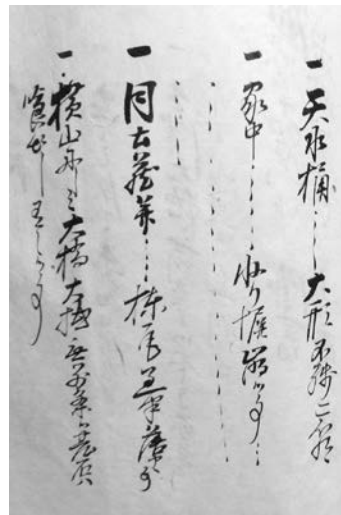
今回紹介する箇所は、貞享二年分一冊のうち、地震発生当日の十二月十日から十四日にかけて、被害状況の概略と萩藩・幕府老中への報告について記された箇所である。

【史料五】音信方

（岩国徴古館蔵）

【史料四】と同じく、岩国藩の藩政文書である。【史料四】中に「委細之儀ハ御音信方ニ記之故省略」と記されている「音信方」がこの文書にあたる。組織としての音信方の詳細は不明である。「御用所日記」同様に洪水により破損し筆写時に判読不明の箇所があったためか、ところどころ文字の代わりに「—」を記している箇所がある（写真参照）。

岩国藩関係の史書である「岩邑年代記」には朱書による追記で「二十二月十日巳刻大地震、大橋台少々しづむ」と記述される<sup>17</sup>。しかし、【史料四・五】には「横山にし



【史料5】「音信方」（部分）

み大橋」に大抵別条はないとされ、「台石ハ喰出シ有之」との記述はあるが、橋台自体が沈んだとする記述はない。

なお、積文は、原則として常用漢字を使用した。虫損箇所は□で示した。また、適宜、読点および並列点を付し、説明として加えた傍注は、（ ）で示した。

註

- (1) 拙稿「宝永四年地震関係史料―徳山毛利家文庫を中心に―」山口県文書館研究紀要第四一号、平成二十六年三月。
  - (2) 山口県防災会議大規模災害対策検討委員会『大規模災害対策検討委員会報告書』平成二十三年。
  - (3) 地震調査研究推進本部地震調査委員会編『日本の地震活動』第二版、平成二十一年、三九六頁。
  - (4) 宇佐美龍夫ほか『日本被害地震総覧599-2012』東京大学出版会、平成二十五年、六三頁。
  - (5) 前掲註2参照。
  - (6) 史料は東京大学地震研究所編『新収 日本地震史料 第二巻』昭和五十七年、四四一〜四四六頁。同『新収 日本地震史料 補遺』平成元年、二七一〜二七二頁。同『新収 日本地震史料 続補遺』平成五年、一二七頁。震度分布は宇佐美龍夫ほか『日本被害地震総覧599-2012』東京大学出版会、平成二十五年、六三頁。
  - (7) 東京大学地震研究所編『新収 日本地震史料 補遺』平成元年、二七一〜二七二頁。
  - (8) 東京大学地震研究所編『新収 日本地震史料 第二巻』昭和五十七年、四四五頁。
  - (9) 金折裕司『江戸時代に起きた山口県の震災 活断層地震とスラブ内地震』山口大学理学部金折研究室、平成二十五年。
  - (10) 山崎一郎『毛利家文庫目録別冊一 公儀事諸控総目次I』解説、平成十一年。
  - (11) 前掲註10参照。
  - (12) 毛利家文庫遠用物近世前期六七八・六七九。
  - (13) 『譜録 福岡源左衛門』徳山毛利家文庫 譜録一〇一八。
  - (14) 前掲註1参照。
  - (15) 桂芳樹『御用所日記抄(一)』はしがき、岩国徴古館、昭和五十五年。
  - (16) 前掲註15参照。
  - (17) 『新収 日本地震史料 補遺』平成元年、一二七頁。
- 〔追記〕史料一は平成二十六年度古文書専修講座においてテキストとして使用したものです。受講生の皆様には有益なご意見をいただきました。ここに謝意を表します。

【史料一】公儀ヨリ被仰出御書付控 一

(毛利家文庫41公儀事34(2の1))

六 御国元大地震ニ付御城内破損所数ヶ所有之、修補御願之事

一貞享二年十二月十日之昼夥敷地震仕候由、御留守居毛

利織部・益田越中方(就詮)則地震当日早飛脚を以注進有之

候、但右之時毛利市正方(就直)ハ御国当役(当職)ニ御仕与事

ニ付て暫時江戸被召寄ニ付て加判衆兩人(租)注進候事

一右地震ニ付て御城内堀・石垣崩候所も有之、其外如形

破損出来候へとも御殿廻り御天守御要害所々之御門、

所々之櫓其外御城内之寺社家御蔵元御木屋大破損無之

由、堀内堀外之侍屋敷も如形破損有之、市中之儀も古

キ小家などハ倒、酒(桶)がの酒(桶)ゆりこほし、棚ニ有之器

などハ悉ゆりおとし、戸障子もはつれ、塀なども倒、

鴨居も落、弱キ柱ハおれ申所も数多有之、就中蔵ハ新

古共ニ瓦落、塀くつれ申候由、扱又唐樋之小路をも道

の中をゆりわり泥出、市中ニハ手足など打候者も有之、夥敷地震之由

一御城内石垣崩候所はらミ候所ハ仕直候儀、公儀御伺ニ可相成候、今日ハ委細之儀究かたく候間、間数旁絵図申付、追付差上せ可申之由候、先損所有増書付来候分左ニ記之

付立

一御本丸升形之内見付之ねり塀六間ほと崩申候事

一同所東ノ方塀之内石垣五間ほと崩申候事

一御天守西の方塀少充目切白土落申候事

一月見矢倉少充塀目切白土落申候事

一同所取付之長や塀目切白土落申候事

一御本丸御門矢倉塀目切白土落申候事

一西ノ御門取付之ねりへい十間ほと石垣共ニ崩申候事

一南の御門外冠御門袖塀損申候事

一塩矢倉塀目切白土落申候事

一時打矢倉塀目切白土少充落申候事



一 東ノ御門三重矢倉堀目切白土落申候事

一 皮矢倉堀目切白土落申候事

一 紙矢倉堀目切白土落申候事

一 満願寺前之矢倉堀目切白土落申候事

一 三摩地院脇之矢倉堀目切白土少落申候事

一 御台所御門北之方ねり堀・石垣共ニ拾四間ほと崩申候事

一 御鷹部や南之方ねり堀三十間ほと崩申候事

一 此外堀下石垣御堀水た、き石垣共ニはらミ出申所数多

有之候事

一 此外諸所堀・屋ね瓦共ニ損所少充数多御座候事

御要害破損所

一 北国矢倉東ノ方取付之ねり堀・石垣共ニ打廻シ九間ほ

と崩申候事

一 同所御矢倉廻り其外ねり堀之瓦損所之白土少充落、堀

目切数多御座候事

以上

右今日地震ニ付、御城廻り破損所有増付立如此ニ御座

候、以上

十二月十日 栗屋喜兵衛(正臣)

但、喜兵衛ハ萩作事方都合役ニ付、彼者ハ付仕候事

一 右之通ニ申来ニ付て御月番之御老中へ先都合計を御付

届置可然との儀ニて十二月廿日公儀人林仁左衛門御文

ニて阿部豊後守殿へ御付届被成候、委細之儀ハ不申来

候、委曲申来候上絵図を以可申上之由被仰出候、同日

大久保加賀殿(忠朝)へも御同前ニ御付届被成候事

一 御国元より十二月十四日之飛脚到来、去ル地震ニ付て

御城内破損所絵図を以趣申来候、土手石垣崩所はらミ

申所絵図之辻を以築直之儀被仰伺候様ニ沙汰可仕之通

申来候、御城廻破損最前注進之外差て大破損ハ無之由

候事

一 三田尻御茶屋廻り御舟別条無之、新御舟入石垣三ヶ所

崩申之由候事

一 上関御茶屋別条無之、堀・石垣所々少充崩申之由候事

一 諸郡分追々注進有之由、在々ハ萩分も地震疎ニ有之たる由候事

一 十二月廿四日之飛脚御国分到来、大嶋郡去ル地震ニ諸所痛所大分有之由申来候、地之家室御茶屋大手ねり堀西ノ方石垣不残損、間数三十五間取繕にて不相成之由候、沖之家室御船藏左右石垣破損有之、外入村御米蔵四方ゆりわり申之由候、此外百性屋ゆり崩申所、所々方々ニ大分有之、扱（怪我）又はたけへ罷出居候百性共山分石崩おち、けか仕候者大分有之、田はたけへ大石おちか、り、取のけ候へハ大分二人力か、り申様成事、御開作所之土手なとゆりわり、此外諸郷諸村にて破損之家大石ニうたれ足なとちくたきたる者、大釜も五十八ゆりくたき夥敷事之由、委細付立を以申来候事

一 御城内破損所御普請御伺之儀、年内ハ及月追無余日候間、年明可被仰伺候、然ハ御国分參候絵図紙之たきはゞ広ク事々敷相見へ申二付て、公儀へそのま、可差出様ニ無之候、誠之薄キ鳥の子紙ニ成ほと手ほそく調

被仰付、破損之所ニハ朱引にて破損之間数其趣を書付、分明ニ相知候様ニ調被仰付候、御伺ニ相成候破損所之かと、左ニ記之

- 一 御本丸入口左右りがハ堀下之石垣八間はらミ候事
- 一 同所升形見付ねり堀六間崩候事
- 一 同所武者走り之石垣四間崩候事
- 一 御台所御門筋之石垣北の方拾三間堀ともニ崩候事
- 一 同所角矢倉之脇堀下之石垣五間はらミ候事
- 一 一右之角矢倉分山手の方御門脇堀下石垣九間はらミ候事
- 一 御本丸南の御門外左り手御天守之筋むかい御堀はた水た、き石垣三間はらミ候事
- 一 同所御堀はた筋西の方水た、き石垣六間はらミ候事
- 一 洞春寺へぬけ候所之矢倉門之脇左り之方堀下石垣七間はらミ候事
- 一 右矢倉門之内右之方御堀はた石垣拾間ねり堀共ニ崩候事
- 一 御本丸御曲輪洞春寺之方へむき候御門矢倉入口左りの

方堀はた水た、き石垣式間はらミ候事

御要害破損所

一北国矢倉東の方ねり堀共ニ捨間崩候事

一同所矢倉脇堀下石垣八間はらミ候事

以上、破損御普請所十三ヶ所

右今度地震ニ付て御窺ニ相成候御普請所絵図之辻右之分  
ニ候事

一妙玖寺之行詰ニ東西え五間南北へ四間之ニ重櫓往古  
有之候処ニ先年及破損御畳七置候、此度之御物次手ニ  
被仰伺、如以前御取建可被成との儀ニて、先年之櫓地  
間敷旁相違無之様ニ是又絵図ニ調被仰付候、委細絵図  
ひかへニ相見へ申候事

一右御伺之儀大久保加賀守殿へ御内々ニて下地<sup>(知)</sup>を被得、

御内意絵図調様之様子旁御指図之上、清書等調被仰  
付、貞享三年二月廿三日絵図ニ御口上書被相添、御月  
番大久保加賀守殿へ林仁左衛門を以被仰伺候、御半間

被相談候て、追て趣可被仰聞之由ニて絵図御請取候、

其時之御口上書之次第左ニ記之

口上覚

一去年十二月十日長門国地震ニ付て城内破損所普請申付度  
奉存、以絵図奉窺候

一城之西方ニ有之櫓、先年破損仕、畳置申候、此度之

普請序ニ取立、如最前作事申付度奉存候、如何可有御  
座候哉、右之絵図ニ元之間敷等書付指上申候条、何分  
ニも御差図次第可奉得其意候、以上

二月廿三日 (毛利吉就)  
松平長門守

右之通之御口上ニて被仰出候、公儀へ被差出候絵図之  
控之儀、為後年相認其趣書付、袋ニ入置候事

一右之通ニ被仰出候処ニ三月十三日大久保加賀守殿へ公  
儀人罷出候様ニとの儀ニ付、林仁左衛門罷出候処ニ加  
賀守殿御相对被成、去ル比被仰出候御城取繕之儀、御

願之通ニ普請被指免候由ニテ御奉書仁左衛門え御渡付  
て取帰候事

松平長門守殿

長州萩城天守曲輪東方櫓脇堀下石垣式ケ所、巽方門

脇堀下石垣壱ケ所、同所武者走石垣壱ケ所、西方水

敲石垣壱ケ所、良方堀下石垣壱ケ所、南方水敲石垣

壱ケ所、坤方門脇堀下石垣式ケ所、同所水敲石垣壱

ケ所、北方要害櫓脇石垣式ケ所、或崩或孕候付て筑<sup>(築)</sup>

直シ之事、絵図朱引之通得其意候、如元普請可被申

付候、次外曲輪西方二重櫓先年破損之節置置候、今

度取立如最前建直度之由、願之通是又可有普請候、

恐々謹言

貞享三寅ノ  
三月九日

大久保加賀守

忠朝在判

松平日向守

信之在判

戸田山城守

忠昌在判

阿部豊後守

正武在判

一右之通ニ御奉書就被指出ニ付て、早速加賀守殿へ御奉  
書為御請公儀人被指越候事

一右之通御城御普請之儀埒明候付て急度以飛脚御国元被  
仰遣候事

一公儀へ被差出候絵図之通ニ御国へも絵図被差下候事

一加賀守殿御渡候御奉書写をも被差下候事

一右御普請之儀早々其沙汰候様ニと毛利市正・毛利織

部・益田越中方へ毛利宇右衛門・栗屋帯刀・国司<sup>(就真)</sup>

主計方々相達候事<sup>(広通)</sup>

一加賀守殿御渡候御奉書之儀及上覧、大事之奉書之儀

候条、能々取置候様ニとの御事ニ付、大御納戸林

半右衛門預置、御内書とひとつに取置候様ニと栗屋帯

刀申渡、大御納戸へ納り申候事

一右御奉書上を相認委細ニ趣書付、井関長左衛門分林半

右衛門へ相渡候事<sup>(直理)</sup>

【史料二】福間茂左衛門隆廉自記写

(德山毛利家文庫 福間隆廉自記11)

(十一月)

十九日

(中略)

一<sup>廿日</sup>今月十日之昼長州萩大地震震、御城石垣・塀少々破損

有之、侍屋敷・市中端々破損有之由、粟屋帯刀<sup>(神村)</sup>將監<sup>(隆忠)</sup>方へ申来、入御耳候

(中略)

廿二日

(中略)

一今月十日徳山夥敷地震にて御屋敷諸所之塀・侍屋敷・

市中塀など損、家之内も所々破損有之由、右異国船注

進同然二申来ル、依之同時御老中へ被仰上候、御口上

覚左二記之

覚

今月十日午之上刻、私在所夥敷地震にて、居屋敷之塀

并家来侍屋敷塀其外破損少<sup>(出損)</sup>□御座候由、在所留守居之

者今申来候、以上

十二月廿三日

右委細御覽被成、清書相調候

毛利式部<sup>(元賢)</sup>

【史料三】逸史 自貞享元年至同四年

(徳山毛利家文庫 逸史30)

一十二月十日未刻、徳山大地震、家中屋敷ノ塀・寺院之

墓等崩

【史料四】御用所日記 (岩国徴古館蔵)

十二月十日

(中略)

一今日昼之九ツ少前甚地震

上々様無御別条御庭へ御退被成、追付静リ二付て被遊

御戻候

殿様御裏へ被為入候、法泉院様へも地震為御見廻被成

御座候事、御供方如例

地震之覺

- 一 御土居中御家無別条候、御坐敷中堀少々われめ付候事
  - 一 御屋敷廻門櫓・角櫓ハ無別条候事
  - 一 御屋敷廻大手堀諸所われ、覆瓦大分落候事
  - 一 御家棟瓦大分落候事
  - 一 御土蔵之土落又ハわれ、瓦も諸所落候事
  - 一 天水桶之水大形不残こほれ候事
  - 一 御家中大手ねり堀崩申所多候
  - 一 就中(錦見)にしみハ三步一も崩可申哉と見へ申候事
  - 一 同土蔵并家棟瓦過半落候事
  - 一 横山にしみ大橋大抵ハ無別条、台石ハ喰出シ申候事
  - 一 横山錦見川西家之分ハ倒不申候事
  - 一 東ノ御土ゐ大抵無別条候事
  - 一 今津大抵無別条候、御本手御蔵外分見へ候所ハ無別条候事
  - 一 在々之儀ハ未知候事
- 
- 一 此外委細之儀ハいまたとくと知不申候、大辻之見及右之分也
  - 一 右地震ニ付て萩表如何候哉と毛利織部様・益田越中殿へ時付之飛脚にて御見廻之御連書被進候、爰元地震之趣右一ツ書之廉々書付を以桂七郎兵衛方(正室)へ差越、其辻を以御老中へ申上候様ニと被仰出候事、委細之儀ハ御音信方ニ記之故省略
  - 一 昼之地震已後も夜中ニかけ度々少ツ、地震にて御座候事
  - 一 中略
  - 一 今日地震付て為何御機嫌御老中・々老衆・嫡子其外限有之衆・御手廻衆罷出候事
  - 一 中略
- 十二月十三日
- 一 中略
- 一 自萩二日飛脚罷上ル、去十日萩地震之趣、桂七郎兵衛分申来ル、大抵御屋敷廻り少も無別条候由候也

十二月十四日

(中略)

一地震之儀ニ付て萩へ被遣候飛脚今晚罷帰、返事取戻候也

毛利織部様  
益田越中様

一爰元地震破損所之趣別紙ニ書付を以桂七郎兵衛方へ申達、此辻を以御老中へ申達候様ニと被仰遣候事

十二月十日昼九時少前岩国地震之覚

一御屋敷廻り門櫓・角櫓ハ無別条候事

一御屋敷廻大手塀諸所われ覆瓦大分落候事

一御家棟瓦大分落候事

一御土蔵之土落又ハわれ、瓦も諸所落候事

一天水桶……大形不残こほれ候

一家中……ねり塀崩候事……

一同土蔵并……棟瓦過半落申候事

一横山にしミ大橋大抵無別条候、台石ハ喰出し有之候事

事

一横山錦見川西家之分ハ倒不申候事

一在々之儀ハ未知候事

一今津大抵無別条候、御本手家蔵外ハ見へ候所ハ無別条候事

条候事

【史料五】音信方

(岩国徴古館蔵)

十二月十日

一毛利織部様  
益田越中殿

御飛札

趣ハ今日昼之九ツ少前、爰元甚地震ニ付て萩表如何

二候哉、爰元之様子為可被仰達旁時付之飛脚を以被

仰遣候事

一筆令啓達候、然ハ今日昼時分爰元地震如形、甚

儀ニて少し破損も有之候、其表如何候哉承度存

候、為其以……札如此候、恐惶謹言

十二月十日